

(文責：三重県議会事務局)

第14回議員報酬等に関する在り方調査会会議録

(大森座長)

今朝まで若干文案調整をしてきました。これから全体の構成について、若干私からもポイントをお話申し上げまして、この報告の内容でよろしいという皆さん方のご賛同があれば、その段階でちょっと休憩させていただいて、文案の修正及び報告書の作成のために30分程度お時間をいただきます。その上で議長にお渡しいたしますけれども、その間、恐縮ですけれども、傍聴の皆さん方、記者の皆さん方にまだ最終文書がございませんで、もうしばらくお待ちいただきますようお願い申し上げます。

それでは、全体の構成について事務局のほうから説明をお願いします。

(事務局)

最終報告書につきましては、前回出していただきました中間報告書とセットにさせていただくということでございますので、まず第1ということで「三重県議会議員の活動と報酬のあり方」、前回中間報告でいただいた内容のものが付いております。

ただ、その時に調査会の設置経緯等というのを書いていただきましたが、その部分は全体の前書きにして抜き取りまして、その際に加筆をしていただいたものが最終報告書の前書きのような形で、「はじめに」という形で置かれております。

それ以降、中間報告で記載していただきました内容につきましては、すべて同様でございます。

それから、次に政務調査費のことについて加えていただきました。この部分につきましては、「三重県議会議員の政務調査費のあり方」という形で、第2という形になっております。

そこから以降の構成につきましては、ほぼ中間報告で出していただいた内容と近いものがあるのですが、調査会の活動についての経過、それから、どのような現状であるかというような形、現状の中には法制度を踏まえるとか、国全体の考え方はどうであったかとか、あるいは他府県の状況はどうであったか、

三重県議会の状況はどうであったか、そういったことも幅広く調査をしていただきました。それで、三重県議会における運用実態、こういった部分を調査していただいて、あるいはヒアリングもしていただいたというようなことを記述してございます。

それから、「三重県議会議員の政務調査費のあり方」ということで、提言をいただくとか、あるいは改善策をお示しいただくとか、そういったことを書いていただいております。

最後になりますけれども、「おわりに」ということで、この最終報告書をご提出いただくにあたりまして、まず中間報告に関する補足の説明をしていただいております。その他に、より大きな提言と言いますか、幅の広い内容、そういったことに向かっていくようにというようなことを書いていただきました。

あと、中間報告のところで「別添」とさせていただいております、特に本文に影響のあるような資料につきましては一旦抜き取りまして、最終報告の別添ということでまとめてございます。今回、政務調査費を付け加えていただくにあたりまして、資料を2点追加いたしましたので、別添4、別添5まで行っております。

主な構成は以上でございます。

あと、ちょっとご紹介させていただきますけれども、「三重県議会基本条例の一部を改正する条例」というのが昨日議決されました。これは第5条の第3項、「議会活動において重要な機能を果たしている会派の役割として、議員がその責務を果たすために行う活動を支援する。」、というような項が追加されております。ご報告させていただきます。

(大森座長)

私からちょっと補足的に内容にわたった説明をさせていただきます。

委員方は大筋としてはご了解いただいている内容でございますが、まず前回の、これで一本化いたしましたので、全体のタイトルを「三重県議会議員の活動と議員報酬等のあり方」とさせていただきます。それで、サブタイトルが「県民の期待・信頼に応えるために」となっています。中間報告では「県民の期待・信頼に応える公選職を目指して」という言い方を取っていたのですが、今回のこれからご説明いたします政務調査費については、公選職であることは当然前

提になっていますが、前の議員報酬ほど公選職とのつながりを強調して文案を作っていません。従って全体のタイトルからは「公選職」という言い方を省きまして、全体とすると県民の期待と信頼に応えるために、今回私どもなりに議員報酬及び政務調査費のあり方について提言すると、そういう趣旨になっています。それが一つです。

それから2番目に、実は中間報告で議員報酬について私どもなりに提案をいたしましたら、県民の皆様方から相当いろいろなご意見、中には大変厳しいご指摘もございまして、やはり最終段階で何らかの私どもなりの補足説明を必要とするのではないかということになって、おわりにの中にその補足説明を入れてございます。

私が全員協議会の時にお話したことを述べているにすぎないのですが、県民の皆さん方にぜひともご理解いただきたいのは、中間報告では議員報酬について、我々は政治的な判断は一切しておりません。従って、報酬の増額を提言したものではありません。計算式でやれば、たまたま現在とこういう差が出てくるということを指摘したまでです。増額しろなんてことは一言も言っていませんで、軽々なご判断で「増額しろと言ったのだな」と、そういうふうに報道されることについて些か私どもの意思と違うものですから、その点を強調する補足説明を書いてございます。それが中間報告に関連している部分です。

さて、「政務調査費」でございしますが、実は政務調査費は、今は減額措置をしていますが、本則では現在33万円になっています。実はその33万円が適正な水準であるかどうかという検討をしてみました。ほとんど33万円の根拠らしきものは見当たりませんでした。それはちょうど平成13年が条例制定の年でございしますが、それ以前にいわゆる知事のお出しする補助金で出されていた県政調査研究費交付金が33万円だったのです。

何が変わったかと言うと、議員と会派の配分比率をその時にお決めになりました。18万と15万です。これがどうしてその額になったかについても調べさせていただいたのですが、よく分かりませんでした。

そこで、現在の額が適正水準かどうか、どうやってもこれが適正水準であるとは言えない。言えそうかも知れませんが、言えない。そこで、大まかに見ると、多分前に出していた額を追認して条例化したのではないかということは、

当時のご関係の皆さん方の「あれが相場だったのだ」と言うより仕方がない。適正水準であるかどうか分からない。そうすると、我々としてはこれ以上議論が進まなくなるわけです。

それで、それならば政務調査費はどうやって使われているのか、どこに役立っているのだろうかということについて調査をし、議員の皆さんからヒアリングしました。しかも三重県議会の場合は相当厳しい自律型のガイドラインを引いていますので、それを基に実際の運営がなされているということ、つぶさに我々としては調査いたしました。

その結果として出てきましたのは、政務調査費を全体とすると減額しているにもかかわらず、返還率が相当の比率で出てきました。但し、返還率というのは、一般的に平均的に見ると返還率はこうなっているので、個々の議員や会派にとっては違う。年によって違いますが、大筋としては返還率が現段階で2割程度ある。ということは、政務調査費というのはここまで政務調査費に使っていい上限を定めるわけですが、必要がなければ使わなくていい、余ったら返すという前提になっていますので、従って、今の33万円がちょうど天井のような上限になっています。実際に議員の皆さん方、会派の皆さんがお使いになっていると、相当額をお返しになっているから、一応そのお返しになっている現状を我々が判断する場合、もしかすると若干下げても、必要性が満たされるのではないかという現実的な判断がそこで可能になるということになりました。

従って、最初の提言は、まず我々でなくて議会として、現在の返還率2割ということのを頭に置いて、全体の政務調査費を2割引き下げということを検討したらいかがでしょうかというのが一つの提案になっています。そうすると、これは条例改正です。

それからもう一つは、ここだけですと、ただ政務調査費を下げるということにとどまってしまいまして、何ら展望が開かれませんかと思いました。そこで、現在の三重県の議会基本条例をもう一度読み返してみました。そうしますと、議会基本条例は何を言っているかと言うと、主として会派というものが、政策の広い意味の形成ですけれども、政策というものについて自分たちで提案したり、調べたり、あるいは知事部局から出されるような議案についても政策的な検討をやったり、そういう政策形成の担い手になっていく。と同時に、いくつ

かの会派が成り立っていますので、その間で調整したり、最終的に合意を作っていくと、そういう大切な役割を果たしている。しかも、そのことが議会基本条例の中で相当強調されて打ち出されている。従って、観点としては、この議会基本条例に盛り込まれている、この条文を生かしてみたらどうかということになります。

その際、どこがポイントであるかと言うと、これが地方自治法を直した時の経緯でございまして、あんまり法律の悪口を言っても仕方ないのですが、政務調査費というのはよく分からないのです。政務調査費の使途を地方自治法の100条の中に打ち込んでいるということは、一般的に言えば100条というのは自治体の事務に関する一種の監視機能になっています。従って、あそこで言っている政務調査の調査というのは、広く言うと事務調査ですね。そういうふうに解釈されてきている経緯もございまして。

もう一つが「政務」なんです、これがもっと分かりません。一体、「政務」とは何のことか、どこにも書いてない。議員の皆さん方が「政務」とおっしゃれば、あるイメージがおありになるかも知れませんが、でも、よく分からない。

それで、我々としてはどう考えたかと言うと、現在のいわゆる100条に打ち込まれている事務に関する調査については、議会も委員会も、あるいはさまざまな有識者の助言を得ながら調査をできる仕組みになっている。従って、その限りの事務の調査のために政務調査費をあんまり重点的にお使いにならなくてもいいのではないかと。全体とすると傾向は、100条に打ち込まれている事務調査のための必要性は、その限りでは堅持しているのではないという認識に立ちました。

その上で議会基本条例は、会派を軸にした政策機能というもの、こういうことを重視しているのではないかと。従って、政務、三重県議会としては、この地方自治法上の政務をできるだけ会派による政策形成及び調整、合意形成の活動に引き寄せて解釈することによって、あるいは意味付けることによって、ここに焦点を合わせて政務調査費のあり方について検討してみたらどうか。そのことが三重県議会全体の行方を大きく改善する、改革することに連動するのではないかと、私どもは考えました。

従って、提言が二つになっています。一つは、まず返還率を念頭に置いて、2

割程度の引き下げを検討してみたらどうか。その検討をした上で、新しい展望が開けるような政務調査費の使い方について、条例改正を含むような検討に入っていたらどうか。それがまず大きな一つの括りです。

もう一つ、それなら当面の改善策はないのかということをごさいます、当面の改善策についてもいくつかあるのではないかと。その一つは、今ご説明申し上げたようなことを念頭に置きつつ、現在、議員分と会派分に分けていますが、できれば一つのやり方としては、会派の皆さん、会派と議員の今分かれている区分のあり方について、できるだけ会派に委ねるようなやり方があり得るかも知れないというような改善策を提案してごさいます。これについては、今までのような配分の仕方についての再検討が必要かも知れないという、そういう意味合いになっています。

それから、実は悩ましい一つは、今のように政務調査そのものが不明確でごさいますので、相当厳しく用途は、議員、会派の中で適正手続きに即してお使いになっているのですが、それがどういう効果を生み出しているのかということについて、そう簡単に説明しにくい状態にごさいます。なおかつ、どういふふう役に立っているかについていろいろ工夫していただいて、こういうふう役に立っているということについて、もう少し県民の皆さん方に説明を要するのではないかとということについても改善策としてごさいます。

それから、現在できるだけ政務調査費がどう使われているかについては情報公開しているのですが、その情報公開のあり方についても、なお少し工夫があってもいいかなということも述べてごさいます。

それから、結構今回ヒアリングをさせていただきましたが、この政務調査費を実際に使っていく時にいくつかの事務が発生しまして、会派や議員さんにとってこの事務が煩瑣であるというご意見がごさいました。もとより、政務調査費は公費でごさいますので、きちんと用途が明確になることが重要でごさいます。現在、使える制度、例えば事務局が事前に相談に応ずる仕組みになっていますので、もう少し事前に事務局に相談をしていただいて、皆さん方の事務の煩瑣を少しでも和らげるような工夫があってもいいのではないかと。そんなことについても当面の改善策に打ち込まれております。

最後に、これを全体として、「おわりに」という文章と書き込んでおりますが、

一つは先ほど言いましたように、中間報告についての我々の補足説明がさせていただきます。

もう一つ、今回我々が仰せつかっているのは、議員報酬と政務調査費でございますが、議会費は一部にすぎませんで、一体県の、例えば一般会計上、議会費はどのくらい出ているのか、そのうち議会費の構成はどうなっているのかということも全体としてまた検討しなければいけない宿題があるのではないかと。例えば今回我々の任務ではございませんでしたが、公費報酬総額を考える場合には、当然ながら掛け算ですので、議員定数問題が係わってきます。それから、議会事務局についても、議会事務局の現在の態勢でいいのか、あるいは議会事務局の人事運営についてもこれでいいのかとか、いくつか総額を全体で見ることによって浮かび上がってくる課題もあるように思います。それが今できておりません。

3番目に、これは三重県だけでできる議論ではございませんが、実は国のほうの地方制度調査会のほうでも、現在の議員の構成についていろいろ問題提起がございます。できるだけ住民の構成が反映できるような議員構成のほうを望ましいのではないかとという意見がございまして、あまり議員のなり手が偏るといことはいかがかという議論もございますので、これは三重県だけでできませんが、実は議会の議員の構成が議員全体の処遇問題と微妙に連動していることがございますので、ここだけではできませんが、改革に取り組む三重県からも、将来にわたって議員構成のあり方について、これは政治的、社会的な改革を伴いますので簡単にできませんけれども、そういうことについても三重県議会なりに検討を重ね、必要があれば世の中に訴えていただければどうか、そのようなことを最後に締め括りで述べているというのが全体構成になってございます。

繰り返せば、中間報告は何も手をかけていません。ということは、我々としてはあれを直す必要はないという判断で、今回は全体をまとめたということでございます。ということが、一応この我々のメンバーの間でほぼだいたい共有されていると。若干の文章上の調整がございまして、委員方にご相談申し上げて今日になりました。

ということで、委員方、今日は実は青山委員がご欠席でありまして、ご案内

のとおり、中央政界がどうなるか分かりませんで、どうしてもああいう方は離れられないそうです。従って、ご無礼ですけど、青山委員には事前にご了解も取れていますので、この三人の委員が全体としてこの文案にご賛同いただければ、我々としても最終の確認ができる。そういう現段階ではないか、私から申し上げることは以上でございます。

委員方のほうから何かございますでしょうか。

(廣瀬委員)

文案については、調整もいたしましたので、ご提示いただいたとおりで結構かと思いますが、昨日、議会基本条例の修正もあったということで、それとの関連について補足の発言をさせていただければと思います。

先ほどの会派、この政務調査費について言えば、会派と議員に対して支給されている現状がございまして、その配分については条例上、現在は固定されているという関係がありますけれども、我々の展望的な提言としては、会派の政策活動ということを軸に考えたかどうかということはこの提言の中で述べているわけですが、それと、議員個人に対する政務調査費の支給ということとの関連で言えば、やはり会派が議員の責務を果たすための活動の支援をするということとは一致している。これは先ほどの指摘のあったところです。

もう1点は、実は議会基本条例第8条に「合議制の機関としての特性を生かす」という趣旨の条文が加わってしまっていて、これは私の理解なのですが、合議制機関というのは、機関全体が最初から一つなのではなくて、多様な構成員がいて、会派間にも政策を巡るさまざまな考え方があって、これを公開の場での討議を通して調整をしたり合意形成をしていくことで、自治体全体としての意思形成をする、あるいは意思決定をするということがあると思います。

ということは、機関としての議会が調査を行ったりすることが必要であると同時に、その多様な個々の議会の構成単位の中にも調査を行ったりしたことを通して、合議体としての特性を生かすための、まずは個々の構成員、それからそれを構成するグループとしての単位である会派というものが積極的に活動することが、合議体としての特性を生かすためにも求められている。そのための経費の一部を公費で支給できる体制として政務調査費があると。

そのような合議体としての意思形成過程を「政務」という概念が意味してい

ると解釈するならば、この政務調査費の「政務」という概念が法律上では実は明確でないということを、この報告書は指摘しているわけですが、その「政務」というのを、我々は「会派の政策活動」として理解しようということでこの報告を作りましたが、それとも一致する方向での議会基本条例の充実が行われましたので、その意味では、今回の基本時条例の改正の方向と、この政務調査費や報酬についての報告書の方向というのは、基本的には一致しているのかなというふうに受け止めたところです。

(大森座長)

今のご発言は大事ですが、我々は基本条例の改正にまったく関与していません。私も本当に数日前にしか知りませんでした。期せずして、議会基本条例の、文章の中では本旨で使っていますけれども、自治基本条例の本当に大事な点はどこかということ考えていけば、今回の改正と、我々が展望的に打ち出している政務調査費の使い方というのは合うようになってくるのではないかと。その意味で言えば、ぜひともその方向で実現の方向を目指してもらいたいなど私も思っていました。期せずしてそうなったということだと思います。

(廣瀬委員)

若干補足しますと、議会基本条例の検討が行われたプロジェクト会議で、参考人として私自身は意見を述べましたので。この調査会としての関与はないわけですが、個人的には若干係わりを持ちました。それについてだけはちょっと追加させてください。

(大森座長)

お二人はいかがですか。

(金森委員)

文案については、これですべてよろしいかと思えます。

私も、若干感想めいたことになってしまうかも知れませんが、中間まとめの時の報酬については、やはり県民の皆様の誤解を生むようなところが少しあったかなというところが、今回少し座長のほうからご発言いただいていたかなというふうに思っております。なので、何らその部分は触る必要はなかったと、私自身も思っております。

あと、政務調査費につきましては、今回、会派に向けての支給としてはいか

がかというような提案をさせていただいております。先進的な取り組みをされている三重県議会として、これからもますます政策中心のそういった議員活動ができるような状況に、これにより一層していただけるのではないかなというふうに考えております。以上です。

(大森座長)

ありがとうございます。

岡本委員はいかがですか。

(岡本委員)

座長の言われておられました、細かい文面については最後まで微妙なところはあったように思いますが、全体的には私は、報酬のほうも政務調査費のほうも非常に大きい方向性としてはいいものが出たのではないかと思います。

ただ、私、実は伊賀のほうに住んでおまして、勤務地がこちらへ来て2年ぐらいになるのですが、三重県議会がこれほど全国的に見て非常に改革が進んで、専門家筋の非常に高い評価を受けているというのは、正直言って知りませんでした。

ですから、先ほど座長も言われましたように、この県議会の活動を十分に県民の皆さんに理解してもらえるように、丁寧な説明と言いますか情報公開の拡充等に、いわゆる議員活動の「見える化」といったようなものに、県議会として努力をしていただいたら非常にありがたいと思います。以上です。

(大森座長)

ありがとうございました。

それでは、私どもとしては、議長にお出しするこの提言でよろしいということ、ご賛同をいただいたということでもよろしいでしょうか。

—異議なし—

(大森座長)

では、そうさせていただきます。

(終)